

4 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

絶滅の恐れのある希少な野生生物の保護対策等を検討する上で必要な情報を得るため、平成11年度から4か年で「希少野生生物調査」を実施し、県内の希少な野生生物の生息状況を把握の上、県版レッドデータブックを作成しました。

なお、この調査の過程で早急に保護を図る必要がある種が判明したので、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成19年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域において、「奄美野生生物保護センター」が平成12年4月にオープンし、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

5 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成12年5月には、屋久島と鹿児島市において、アジア太平洋地域を中心とした世界自然遺産を有する国内外の自治体などが参加する「世界自然遺産会議」を開催しました。

平成16年9月に設立された屋久島地区エコツアーリズム推進協議会において、エコツアーガイドの登録・認定制度や里地でのエコツアープログラムの開発などの検討が行われ、エコツアーガイドの登録制度については、平成17年10月からの試行に続き、平成18年4月から本格的に運用されています。

6 海域の水質保全

「鹿児島湾ブルー計画」は、鹿児島湾の水質保全対策を積極的に推進していくため昭和54年5月に策定したものです。平成17年度からは、平成17年3月に策定された「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき富栄養化対策などの各種環境保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7 環境学習の推進

本県の環境学習については、平成2年6月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき推進してきましたが、環境学習を巡る情勢が大きく変化してきていることから、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき定められた「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（平成16年9月に閣議決定）を勘案して、本県の自然的社会的条件に応じた新たな「県環境学習推進基本方針」を平成17年3月に作成しました。

この県環境学習推進基本方針は、人と自然が共生する環境にやさしい社会づくりのための環境保全の意欲の増進や環境学習の推進方策を示しており、県においては、この基本方針に沿って、様々な施策・事業に積極的に取り組んでいます。

8 緑化の推進

平成14年3月に策定した「新グリーンプラン21（県緑化基本計画）」に基づき、「みん